郵便局データ活用アドバイザリーボード (第5回) 議事要旨

1 日時:令和6年4月4日(木)13:00~14:40

2 場所:WEB会議による開催

- 3 出席者:
 - ・構成員

谷川座長、庄司座長代理、板倉構成員、大谷構成員、下山構成員、森構成員

・オブザーバー

杉崎日本郵政株式会社DX戦略部長

山中日本郵政株式会社DX戦略部データガバナンス室長

五味日本郵便株式会社執行役員

芦田個人情報保護委員会事務局企画官

中山内閣官房郵政民営化推進室副室長

杦浦デジタル庁参事官

• 発表者

豐嶋国土交通省住宅局住宅総合整備課長

二井国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長

• 総務省

玉田郵政行政部長、三島企画課長、折笠郵便課長

4 議事

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
 - ② 日本郵政グループにおけるデータガバナンスの取組状況
 - ③ 日本郵便におけるデータ活用に向けた取組(災害時のデータ活用等)
- (3) 閉会

5 議事要旨

- (1) 開会(事務局より開会の宣言)
- (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討 (事務局より資料5-1に基づき、国土交通省より資料5-2に基づき 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について説明があった。)
 - ② 日本郵政グループにおけるデータガバナンスの取組状況 (日本郵政より資料5-3に基づき日本郵政の取組について説明があっ

た。)

- ③ 日本郵便におけるデータ活用に向けた取組(災害時のデータ活用等) (日本郵便より資料5-4に基づき日本郵便の取組について説明があった。)
- ④ 意見交換 (各構成員より以下のとおり意見があった。)
 - ○森構成員:今(資料5-2)の空家の件で、スライドで秘密を守られる 利益が、情報提供の利益と比較されていたと思うが、秘密を守られる 利益について特に検討していただいているわけではないとの印象を受けたが、それでよろしいか。

というのは、秘密を守られる利益というのはここで何なのか、私もよく分からないが、例えば我々の業界であるのは、DVのある家族で、実際には住んでないが、住んでないかどうか分からないよう、自分がどこに行ったか分からないよう、痕跡をたどられないようにしている、連絡がつかないようにしているという人は結構おり、その場合、仮に家族、恐れているDV加害者の家族に情報を知られたくないから隠していることは、それはそれで利益だが、仮に国土交通省に伝わったとしても、だからといって広くいろいろな人が知るに至るわけでないから大丈夫なのだとか、よく分からないが、そういうことが秘密を守られる利益のほうに上がってくるのではと思う。比較衡量とタイトルには書いているけれども、情報を用いることによる利益と秘密を守られる利益が、言い方は悪いけれども、比較衡量にはなってないのではないかなと感じた。

○豊嶋住宅総合整備課長:森先生ご指摘のとおり、空家法の観点から見た部分のみで衡量しており、私ども空家法の規定の中で秘密を守られる利益という、要は市町村に所有者の場所が分かることによって何らかの不利益はないということを説明している。なので、先生ご指摘のとおり、空家法以外のところで、お住まいを教える、転居先を教えることによってどういう不利益があるのか、もしくは転居先を教えないことによってどういう利益があるのかについては、空家法担当というよりは、もう少し全体の中で議論があるのかなと考えている。

それから、仮に提供いただけることになればだが、この情報については、いわゆる市町村の空家部局内での利用ということで、それを第 三者に教える、本人の同意なく教えるということは基本的にはない。

○森構成員:そういう意味では少しミスリーディングなので、こうせずに、そもそも比較衡量というスライドが作成できるのかという問題もあるが、むしろ行を空けずに全部まとめて、空家法には、居住者の秘密に関連する規定はないとしたほうが分かりやすいのかなということが1点。もう一つは、同意がなければ情報提供しないという説明だったけれども、しばしば問題になる、弁護士会照会が来た場合に、法律

上回答義務があるので、それに対してどう対応されるのかをお示しいただいたほうがいいかなと。つまり、ここに住んでいた家族、俺の家族はどこ行ったんだということで、それを自治体の当該部署に対して弁護士、弁護士会を通じて照会をかければ回答が得られることになると、その問題は解消してないことになるので、そういったことが、秘密を守られる利益のほうに入ってくるのかなと思う。

○大谷構成員:お伺いしたいことが二つある。

まず一つは、郵便局の職員の方が該当する空家を見つけたときに対応するというよりは、問い合わせを受けたときに転送情報を自治体に提供するというルート1本だけと考えてよいのかどうかという点。人が訪ねてきている実態などを認識していても、例えば転送情報があったら、それは空家として通知することになるのか。事務フローに関わるところだが、教えていただければと思う。

また、二つ目の質問は、その情報を受け取った自治体、市町村のほうで受け取った後の対応だが、たしか財産管理人の選任などを裁判所に申し出るというような手続が想定されていたと思うが、それ以外に、ほかに情報を提供したり、あるいは本人にアクセスするというような手続をとって、要するに秘密が侵害される可能性というのがどの程度あるのかといったことについて教えていただきたい。

○豊嶋住宅総合整備課長:1点目、まず、空家かどうかについては、市町村の空家部局、通常住宅部局やまちづくり部局というところが担当しており、そういう部局が、空家であることが常態化している、一般的には1年を通じてずっと空家であるかを確認する。恐らく、特定空家や管理不全空家というのは、1年を通じて空家であって、さらに相当老朽化、劣化が進んでいるものなので、ほぼ誰が見ても空家に近いような、空家だと分かるような状態のものが対象になるかなと考えている。そういう意味では、郵便局の方が空家を確認しに行くというよりは、市町村が、これはもう空家だと判断をしている。その上で、これは空家で相当劣化が進んでいるが、いろいろ指導助言等をしたいので転居先を教えてほしいということを郵便局にお願いするというルートになる。

2点目、その上で、情報を受け取った市町村が、まずは持ち主の方に指導助言をする、例えば雨樋が壊れて垂れかかっている、このまま台風が来たら飛んで通行人にけがをさせるかもしれないので雨樋を固定するなり撤去するなりしてくださいとか、窓ガラスが割れていて不審者が入るとか、もしくは動物が入って非常に危険な状態になるので直してくださいとか、そういった指導をする形になる。指導が聞いていただけないと勧告まで行く可能性はある。所有者が見つからないことが往々にして想定されるが、いきなり財産管理人に申し立てるというよりは、まずは、所有者の居場所が分かれば指導助言から始めるというのが通常のルートになる。

- ○大谷構成員:事務の流れについて理解することができた。
- ○折笠郵便課長:大谷先生が1点目におっしゃられた空家対策の関係で、 郵便局の方が自治体の委託を受けて、集配等をやる際に対象になる空 家の外観を目視で確認したり、写真撮影をする空家調査の受託、ある いは空家物件の戸締まり状況などを確認して契約者に報告する見守り サービスは、このデータ活用の文脈とはまた別の文脈で、地域貢献の 一環としてやっている。

先ほど森先生からご意見があった比較衡量に関係して、例えば、ほかの事例の類型に当たり、先ほどDV被害の可能性ということもいただいたが、このような不利益を想定して比較衡量を行ったというところを、国土交通省にも情報提供しながら、比較衡量としてどういうものが考えられるか、今後ディスカッションしてみたいと思う。

○板倉構成員:この表について、交渉のやり方としては取りあえず全部 欲しいというのは、私は弁護士なので分かるが、森先生おっしゃった とおりで、秘密を守られる利益というのは全体としてどうなのかというのは、そもそも遡って考えれば、居住移転の自由があり、城の法理 があり、家をどうやって使っているかというのは、最も普通のプライバシーであり、例外として住基があって、それは誰がどこに住んでいるかが分からないと、国も困るしいろんな手続も困るから、公正証書 原本不実記載も含めて、どこに住んでいるかは把握できるようになっている。さらにその例外が、住所は変えてなくても、郵便局の郵便だけは送付先を移すという手続になっている。原則、例外、例外になっているからややこしいが、そういう意味では、原則は内緒ということ だろう。

なので、提供してもらうからには、利益がどの段階で発生するかが 重要だろう。取りあえず知ることのできるものはいつでも知りたいと いうのは、それはそうだろうが、先ほど国土交通省がおっしゃったよ うに、③、④はもう放置しておくとよくない、これは本人にたどり着 かないとまずいということなのか。市町村からすると、③、④は、もう 家がぼろぼろで、絶対情報として欲しいというものなのか。

結局、放置しておいたらまずい割合がかなり高いから市町村は把握すべきだという、説得力の問題だけかなとは思う。①まで情報を取得するのは多分広過ぎで、③、④はもう相当まずいことが明らかであれば、間の、②は、どんな感じ、どれぐらいぼろぼろな空家なのか。

○豊嶋住宅総合整備課長:②の空家等活用促進区域内について、これは、 例えば歴史的な町並みの中で、市町村がせっかく町並みの修景をして いるのに、真ん中にぼろぼろの空家があって、そこだけがぼろぼろで 景観としてまとまりを欠くような状態だとか、そういうことが考えら れるが、板倉先生ご指摘のとおり、空家等活用促進区域内でもそうい う危ないものがあれば、別途管理不全空家や特定空家として指導助言 をすることに恐らくなるかなと思う。

- ○板倉構成員:なるほど。危ないから指定される区域ではないと。
- ○豊嶋住宅総合整備課長:危ないから空家等活用促進区域を指定するという考え方は、基本的にはない。そこを活用しないと、社会活動や経済活動上不利益があるというか、ある意味、遺失利益に近いのかもしれないが、せっかくのポテンシャルがあるのにもったいない、例えば中心市街地の町なかの商店街とか、非常に歴史的な景観の区域とか、そういうポテンシャルがあるのに、きちんと使われないともったいないというようなものがこの②に該当するので、その中で本当にひどいものがあれば、それは③、④で指導勧告していく形になるかと思う。

先生からの全部欲しいというんだろうけど、もう少しめり張りをつけるということでいうと、我々としては③、④は、将来的に所有者の不利益になる可能性もあり、周りの家を傷つけたり、しかも相当危ない空家が対象になってくるので、ここはできれば所有者にアクセスしたいという思いが非常に強い。

- ○板倉構成員:そうすると、②と③の、②はそもそも危ないから指定されるわけでないということだとすると、③になりそうだというところ本当に情報が必要なラインだということであれば、それを特定するとちょうどいいのかなというふうにはお聞きした。
 - ③は、市町村が管理不全空家の指定ができるのか。
- ○豊嶋住宅総合整備課長:指定というか指導がスタートになる。
- ○板倉構成員:③は、これが管理不全空家だという認定があるわけでは なくて、管理不全空家だなと思ったらいきなり行政指導に入るのか。
- ○豊嶋住宅総合整備課長:所有者が、自分の家が管理不全空家だと認識されるのは、指導されるタイミングになる。
- ○板倉構成員:なるほど。でも、それでは少し遅いなというのが、国土交通省や関係する市町村の認識だとすれば、管理不全空家になる蓋然性が相当高いとか、そういう定式化をするといいのかなとお聞きしていて思った。
- ○大谷構成員:資料5-4で説明いただいた内容、特に能登半島地震で 郵便局データが有効に用いられたことについて説明を伺うことができ て大変よかった。この関係で教えていただきたいが、1月時点で行っ た安否不明者リストの精緻化に役立てられた情報、その居住者データ は、最終的にどういう形で自治体に保有されるのかが気になっている。

一旦、例えば安否不明者リストに挙がったものの、実はとっくに転居されている方ということが分かって、その方については捜索しなくても大丈夫ということが確認できたとして、転居届等がなされていないのであれば、確定した基本台帳における反映というのは基本的には難しいと思うが、転居者データは、自治体の中で、その後の何かアクションにつながっていくデータになり得るのかどうか、確認させていただければと思う。

それからもう1点、こういったデータの利活用のよい面を実感できたが、なかなかその災害がどこで起きるか分からない中で、あらかじめ平時に備えることができる事柄が今回見えてきたのではないかと思う。特に担当されている郵政のほうで、あらかじめ平時にこういう対応をしておけば、この1月、2月期の対応がより迅速に進んだのではないかと思われる点があったら教えていただきたい。

○五味日本郵便執行役員:大谷先生の最初の質問について、我々も日々 やり取りする中で、まさに手探りだったところもあり、今回一時期百 数十名の方が安否不明者リストの中にあり、この方々が、我々が持つ ている情報に該当するものか、該当しそうなものかこの辺りの線引き が難しく、不完全なものもあったが、住所情報や氏名の情報、この方 のことを指しているのではないかというもの、まず当たるか当たらな いかというものが、最初にあり、それにその方が転居されているかが 一つの切り口になるので、転居されているかどうか、私どもが持って いる情報で、漢字名みたいなもの、実際にお住まいの住所を、短冊状 にする形で、今回その安否不明者のもともとの原リストの百数十名分 に対して行い、実は回答できないものもあった。今回は、大谷先生が おっしゃったような、その後のアクションに直接つながって、自治体 のほうで保有されてということはなかったと思う。そのようなものが あったときに、その取扱いを、実際に本人の同意を取らない中で提供 する形になるので、その後のアフターフォローでの、使い方をどうす るのかは、少しまだ課題としてはあると思う。

この点も含めて、おっしゃっていただいたように、これは予測できないもので、期せずしてこのようなことが起こって、もともといただいていた議論を踏まえ、総務省、国土交通省ともいろいろ相談する中で、まず、初動のアクションでは、手探りながらも一定こういうことができたというのが一つあると思う。特にこれも元日から数日だったので、お休み期間でデータの抽出にも時間がかかったこともあり、おっしゃっていただいたように、平時のときから、どんなデータが喜ばれるのかを、ユースケースの中で定形化して、もっと早いサイクルで回せるとよいというのもあり、もう少し、抽象的にも幾つか、細かいところも含めてレッスンズ・ラーンドが幾つかあるのでやっていく。併せて、このような手続で、郵便局がこのようなデータを持っているということ、郵便局はこういう分野でお役に立てるということも含めて自治体の皆さんも含めてご説明すると、分かっていただけるが、我々もプロアクティブに

出すとかというような性質のものではないので、どんなものがもらえそうなのか、何を持っているのかという話が、特に有事の中でそれを一から説明するのはなかなか難しく、時間もかかるので、そういう意味では、こういうときに、こういう事例で、こういうふうにお役に立ったというものを、ユースケースのような形でまとめて、何か起こったときにはお問合せいただければすぐにお出しをする形で、もう一段ワンサイクル早く回せたかなという感じもあるので、この辺りを次に備えて、いろいろ準備していけるといいかなというのが初期的な感想になる。

様々課題と、できたこと、課題になること、そういうものをまとめて、また広くいろいろ相談させていただければと思う。

○大谷構成員:なかなか想定できない中では最善を図っていただいたものと理解している。

個人情報の本人の方々にとって不意打ちにならないように、つまり、 自治体や郵便局側も当然、個人の方にとって広く理解できるような周 知策というのは平時にできることの一つなので、そこも含めて対応い ただくのがいいと思う。

○下山構成員:私のほうからは、3点ほどお伝えしたい。

まず1点目、資料5-4の日本郵便の説明内容で、有事、本当に災害が予期しないタイミングで発生したときに実証の結果が生きたというところ、非常に貴重だと思う。これまでに緊急対応とか、そういった場合にどういったデータ提供ができて連携をするかといったところも検証いただいていたので、本当に元日という予期しないタイミングであったにもかかわらず、これだけ迅速に動いていただけたのはすばらしいことだと思う。これをただの美談として終わらせずに、課題も、次にもしこういった対応が必要になったときにはどのような改善が必要かもよく把握されているので、このようなお取組はぜひ今後も、迅速な対応につながるように実証も繰り返しながら、いざとなったときにすぐに使えるように進めていただくのは非常に貴重だと思う。

2点目が、こういった、緊急時の活用も含めてのガバナンスで、資料5-3の日本郵政グループの説明内容に関して、こちらも前回会合でお伝えした、特にデータの保護の観点もよく検討いただいてリスクアセスメント、リスクマネジメントの観点でよく詳細検討、反映していただき感謝する。今回特にご説明いただいたのはガバナンスの観点ということで、この資料5-3の冒頭、3ページ目で、今回はデータ保護の観点について主に説明ということだが、前回会議でも少しお伝えしたように、どうしてもこのガバナンスの観点と活用の観点でコンフリクトは起こり得るため、非常に難しい検討内容になるので、バランスを考えながら、どちらも折衝点を見つけていくような、そういった運用ルールを考えていく必要があると思う。

その点で、例えば、今回の資料 1 5 ページ目、構成員・オブザーバー限りのページで、利用のモニタリングなども行うことで検討いただい

ているが、具体的にどのようにモニタリングをして、モニタリング結 果をどのように判断するのか、例えば、懸念を感じている方というの はもちろん出てくると思うが、その認識内容が本当に正しく認識して いるかとか、正しい認識をしないまま、ただ漠然とした不安でいる場 合とか、例えば、仮にガバナンスの観点ばかりを重視して、そういっ た意見をあまりにも拾い過ぎて、そこに対応しようとするあまりに、 既にそのデータを活用しているところにいきなりストップが入るとか、 グループ内でもビジネスの観点でも、既にこのデータを活用する前提 で動いているプロジェクトがあったという場合に、いきなりそういっ たガバナンスの観点でのストップが入ることでビジネス上の損失にな るとか、あるいは、今後、第三者提供とか、グループ外の会社との連携 といったことも視野に入ってくることもあると思うが、急に提供をス トップするとか、そういった極端な対応を取るのではなくて、ガバナ ンスの観点と活用の観点を両方考えながら、どちらも問題なくという、 非常に難しいことを申し上げているというのは認識しているが、結局 データマネジメントというものはそういったことを考えなければいけ ないので、両方の観点を意識しながら検討いただくというのをお願い したい。

3点目に関しては、資料5-4の不動産IDとの連携について、これも非常に期待したいところで、国土交通省で、今まで整備をされていたものをこれからさらに改善を図られるということで、社会インフラとして非常に貴重なものと認識している。デジタル庁が立ち上がる前からベース・レジストリーの議論があり、その中でアドレス・ベース・レジストリーであったり、建物についても、ベース・レジストリーのロードマップの中に検討対象として入っていたが、その建物について、今の不動産IDをベースにより運用が可能なものにしていこうと検討されていると認識している。その中で、今の日本郵便の整備されている住所簿、どの程度整備がされているかによると思うが、今後連携を進めるに当たって、追加のいろいろな整備とか課題も見つかると思うし、その提供に関するルールの整備もあるし、技術的な課題も見つかると思うが、国土交通省だけのためというよりは、本当に一緒に社会インフラを整備していくという観点で、ぜひ、できる限り協力いただけたらと思う。

特に、私も民間企業の立場もあり、この不動産IDがいかに貴重かということは非常に意識をしており、例えば3D都市モデルを使ったシビックテックの活動にも私は参加しているが、この不動産IDがもっと使いやすくなっていればもっとこんなことができる、地域の皆さんとまちづくりを考えるときにこういった形で使えるというような、本当に様々な場面で使うことができるインフラになっていくと思うので、その観点をぜひ注視していただいて、今後の整備に協力いただけたらと思う。

○森構成員:今の下山構成員のガバナンスによって急にとまってしまう

というお話について、確かに分かるところもあるが、ガバナンスは性質上そういうものであり、アクセルとブレーキの両輪があり、とめる方向に働いて、とめなければいけないところは、ビジネスジャッジメント的にはよくてもとめるというのがガバナンスの本来の作用であり、そんなにとめることを恐れているとガバナンスとしては機能しない。

何でそういうものがいるかというと、最終的に法令違反を恐れていて、特に個人情報保護法もそうだが、プライバシー侵害ということになると、裁判所で、郵便局のされることはすごくインパクトが大きく、特に情報提供みたいなことに対して過敏に反応するということは一定数あり、一般の事業であればなかなか当たらないが、郵便局、郵便になると、本当に全日本人が対象なので、そういう対象の人たちの琴線に触れるということにもなる。つまり裁判所に行こうという人が一定数出てきやすいわけだが、それが裁判所に行ったときに、差止めだとか損害賠償だということになって、もし万が一そういうことが認められたりすると、それでバーンととまる、本当に裁判所の決定によってとまる、そうなったら、それはとまること自体も大きいが、やはり信頼を失墜するし、利活用を1回全部とめて見直しをするような話になるので、そういうことを防ぐためのガバナンスであり、ある程度、最悪の事態を回避するために踏まなければいけないブレーキがあるということを申し上げておこうと思う。

○庄司座長代理:大谷先生、森先生と重なる部分もあるが、資料5-3で、まず申し上げたい。今日ご説明いただいたのは、データ利用計画があるものについてということであったが、私はどちらかというと、利用計画がないもののほうが扱いにくくて難しい問題だと思っており、その点については、また別の機会にでも詳しく伺えればというのがまず一つ目。

それから、二つ目として、この話の延長で、まさに今少し話題になっていたところだが、構成員・オブザーバー限りの15ページについて、データ利用部署の取組をグループ統括部署が可否判断したり、モニタリング結果を確認したりすることになっているが、グループ統括部署の判断が大丈夫なのかということについてどう担保していくのかという、また難しい問題があると思う。そういうことを言い出したら切りがないと思われるかもしれないが、そもそもこの話は、日本郵政グループはもっとデータを積極的に活用すべきであるというすごい風を受けて議論が立ち上がっている部分もあり、統括部署としても、これは通したほうがいいという判断に流れる可能性があると思う。もしかすると、年に1回とか、そんなに毎回毎回でなくても、ある一定のペースで、その全体像が本当に機能しているのかを外部の目で見ていただくような、グループ統括部署や、あるいは全体に対するガバナンス、監督も入れておいたほうが、より信頼度を高めるのではないかと思うというのが二つ目。

それから三つ目は、資料5-4の能登の事例、私も非常にいい事例

だと思った。ここの部分、大谷先生の質問に対して五味執行役員から説明いただいた部分でもあるが、どういう課題が見つかったのか、あるいはどれだけ役に立ったのかということをしっかり把握していく必要があると思う。細かい部分も含めていろいろあるとおっしゃっていただいたけれども、多分外とやり取りするためにはどんな準備をしておかないといけないのかとか、データの持ち方とか、自治体との連携を想定した準備とかいろいろあると思う。そういったことについて、しっかり残して次に生かしていく必要があると思う。

四つ目、先ほどのやり取りの中では、こういった事例実績の広報を、どちらかというと、宣伝として発信していくことが大事ということだったが、私は社会に対する報告として、災害時にいついつからいついつまでの期間、どのような約束の下でこういうデータ提供をしてどのような結果が得られたかという報告をしっかりやっていくことが必要だと思う。結局はプレスリリースで報告ということになると思うが、社会に対する報告をしていく必要があると思う。

○五味日本郵便執行役員:庄司先生のまさにおっしゃるとおりで、広報 目的は、そこの部分も含めて、しっかり、よりご活用いただけるよう にという部分もある。大谷先生からいただき、今もいただいたとおり だが、不意打ちにならないようにという観点も非常に大事かなとは思 っている。庄司先生がおっしゃったように、我々が、事前の段階での 予見可能性、この後に生じ得る事象に対しての予見可能性を担保する という意味でも、今回使わせていただいた事後報告も含めて、アドバ イザリーボードを通じて、こういうプロセスの透明化というのは、私 も含めて出させていただく中で、先生方からいろいろご指摘いただい ている。ここのところは速やかにというか、今もウェブにもオープン な形で、同じ資料で出させてはいただいているが、しっかり、より分 かるような形で、どういう意義を持つかだとか、この後のところも含 めて、日本郵便で、事業を営む上で、ある意味でお預かりしている、集 めて取得保有しているデータというのが、こういう事態については、 こういう使われ方、こういう事例があるという、この後起きたときに も、こんなことに使っていきたいというようなお話は、これ自体が、 ガイドラインで書いてあるから問題ないというような話でなくて、あ る意味での説明責任もあり、この後の予見可能性を高めるという意味 でも、コミュニケーションが非常に重要なのかなと、改めて思ってい る。ここは少し意識して、振り返りのタイミングで、もう少し分かり やすく意義だとか、今後に備える意味でも、こうだというお話も含め て、少し肉付けした形で私どもからの発信は意識していきたいなと思 う。

また、先ほど下山先生からもございました不動産 I Dのところも、これはおっしゃるとおりで、ベース・レジストリーの議論の中で、建物を一意に特定するというのはすごく重要かなと思う。私どもやっているところでは、生身の、公称で自治体が使っているものと、通称で

実際に出回っているものとの中で、ユースケースに近い形の住所表示という、そういうデータがたまっているということで、実際には地番でいろいろ入り繰りがあったり、番号との兼ね合いでも1対n、n対1、n対n、いろんな形のものがある。テクニカルにどこまでマッチングでIDに役立てられるかというのは、今後の検証も含めてだが、我々が日々、この瞬間も10万人近くの人間が毎日毎日配達をし、そこでアップデートして使っているデータなので、最新、鮮度も精度も網羅性も含めて、すごく役に立つ情報と思うので、こういう領域で役立てていくこともぜひ考えていきたいと思う。

○二井不動産市場整備課長:下山先生のまさにご指摘いただいたとおりだと思う。今回、不動産IDについては、もともとは不動産業の効率化のために検討をスタートしたものであるが、実際、不動産業以外の方々からの期待が非常に大きいことから、経済財政諮問会議からもタスクを頂いてるところだが、不動産業界にとどまらず、いかに社会全体に裨益する仕組みにできるかという方向で検討を進めている。

私どもの状況としては、昨年度、令和5年度実証事業を行ったが、 実証事業者から課題として、正確に住所がIDにひもづけられないと 困るということ、一定の網羅性を確保できているかということとか、 あとはリアルタイム性、ある程度変わっていくものに対してしっかり データがついていけるかということ、あとは同一住所の複数建物といったものを区別できるかということも課題としていただいており、ま さに今回、こういったデータ更新とか把握をするという意味で、日本 郵便と連携させていただけることについては、不動産IDの実現にとっては非常に大きな一歩だと思っている。

今後も不動産IDによって、いろいろ変わっていく住所、不動産の情報にどうキャッチアップしていくか、ついていくのかということに関しては、実際やってみるとかなり大きな課題がいろいろまた出てくると思っており、私ども、今年度も引き続き実証事業を行うことにしているが、日本郵便ともよく連携させていただきながら、この先長く役立つものが実現できるようにしっかり検討したいと思っており、また引き続きいろいろご助言等いただけたらと思う。

○下山構成員:先ほどの森先生、庄司先生からのご意見も踏まえて、誤解がないように、もちろんガバナンスの観点でブレーキの機能は非常に重要ということは私も承知しており、先ほどの私の意見の趣旨は、利活用をとめないようにというお願いではなくて、利活用する側への配慮というか対応としては、あらかじめ、どのようなケースでデータ提供がとまることがあり得るかとか、そういった、利用者側への最初の告知というか、これはグループ内の企業であっても別の事業が動いている形になるので、そういったビジネスの判断において、どんなリスクが考えられるか、このデータを利用することでどのようなリスクがあり得るのかもやはり考えなければいけない、そういった意味で、

提供がとまるケースとしては、例えば利用者からとめるように依頼があったとか、そういったケースはあり得ることをあらかじめ示しておけば判断できるだろうということで、そういった二つの、両方の観点を考えた上でご検討いただきたいという趣旨だったということをお伝えしたかった。

○山中日本郵政DX戦略部データガバナンス室長:まず1点、今、下山先生と森先生、庄司先生含めて、ご指摘いただいたとおり、しっかりバランスを取りつつ、冒頭の資料でご説明したとおり、データの利活用の前提となるデータ保護というコンセプトを取っており、その観点をしっかり持った上でやっていきたいと思う。

あと、下山先生から後段でご指摘いただいた点は、こちらの資料の 手順イメージのところでプライバシーリスクに関してお示ししたが、 これまで、郵政グループの中で発生したような事例とか、リスク類型 表みたいなものをつくって、全体に共有しつつ、こういう場合であれ ば郵政グループの中でプライバシーリスクとして認識し得るところは、 どこまで事例が積められるかというのはまだできていないが、そうい ったものをつくって、ある意味、不意打ちでストップということにな らないように仕組みは整えたいと思っている。

○板倉構成員:私が気になったのは、資料5-4の能登半島の郵便局データ活用。まだやってないということだと思うが、前回ガイドラインを改正していただいたときに、既に自治体から委託を受けてやるというのは想定されているので、郵便の個人情報のガイドラインに記述があると思うが、自主的に日本郵政のほうでやっていただくと、その後でまた情報を自治体に出すのは結構面倒である。どこかの自治体の委託を受けてやっていただくと、最初からその自治体のデータになるので、そこから横展開というのは、自治体は目的内の外部提供が許されており、割と簡単である。どこかの自治体の委託を受けてやっていただくほうが後のデータの利活用が楽かなという気がする。

その際に、自分のデータとしても取るというのであれば、両方で取るという形で、カメラ画像利活用ガイドブックも見ていただいているので、予告した上で行うことになる。場所が場所なので、被災者の皆さんとしてもそのようなデータがあったほうがいいに決まっている。スキームとしては、いま示したようなやり方をやっていただくといいかなと思う。

日本郵政、日本郵便だけで取ると、後から出すのは結構面倒なので、 どこか一番理解がある自治体の委託も受けてやっていただくのがいい かなと思う。

○五味日本郵便執行役員:板倉先生が、おっしゃったとおりだと思って おり、自治体からの委託を受ける形のスキームでやったほうが、今ま での議論とも整合的で、その後のいろんな利活用がしやすいかなとい うのは、まさに考えていたところで、そういうスキームの中でやっていきたい。郵便局だけでやると、いろいろ後々、少し手続があるかなと思う。

- ○板倉構成員:郵便局からの必要な提供は立法しろということなのかも しれないが、すぐにはできないだろう。県に余裕があるのであれば、 例えば県の委託を受けてやるとか、近隣の被害が少ない、比較的余裕 がある市の委託を受けてやるとか、現場の状況は私は分からないけど、 そんなふうに工夫していただけるといいかなと思う。
- ○五味日本郵便執行役員:かしこまりました。
- ○杉崎日本郵政DX戦略部長:先ほど庄司先生にご発言いただいたところで回答を申し上げたいと思うが、我々のところ、グループ統括部署の判断、担保について、このガバナンスの体制全体なのか、個別の案件ごとなのか、年に1回なのか2回なのか、そういったことを含めて検討を進めたいと考えている。
- ○谷川座長:いろいろアイデアも出てきたし、うまく組み込みながら前 へ進めていただければと思う。次回の日程については、事務局より調 整の上、連絡させていただく。
- (3) 閉会(谷川座長の宣言により閉会)